

令和7年度 文科省予算(案)閣議決定 = 教職調整手当増額・中学校35人学級実現へ =

政府は、昨年12月27日に令和7年度予算案を閣議決定した。※文部科学省予算案(初等中等教育局関係)の概要は裏面に概要を記す。

閣議決定に先立ち、12月24日、喫緊の課題である「教職調整額」の増額等について、阿部文科大臣と加藤財務大臣の間で大臣折衝が行われた。

その結果、大臣合意『教師を取り巻く環境整備に関する合意』が次の通り交わされた。

1. 教職調整額の率を令和12年度までに10%への引上げを行うこととし、時間外在校等時間の削減を条件付けすることなく来年度に5%とし、以降確実に引き上げる。このため、給特法改正案を次期通常国会に提出する。
2. 中間段階(令和9年度以降)で、文部科学省・財務省両省で「働き方改革」や財源確保の状況を確認しながら、その後の教職調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効的な手段なども含めて真摯に検討・措置する。
3. 職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算や、若手教師のサポート等を担う新たな職の創設に伴う新たな級による処遇を実現するとともに、多学年学級担任手当の廃止など他の教員特有の給与について見直しを行う。
4. 今後、指導・運営体制の充実を4年間で計画的に実施することとし、令和7年度においては、小学校35人学級の推進等に加え、小学校教科担任制の第4学年への拡大、新採教師の支援や中学校の生徒指導担当教師の配置拡充などに必要な教職員定数5,827人を改善する。また、財源確保とあわせて、令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うとともに、「働き方改革」に資する外部人材の拡充など実効的な人員拡充策を講じる。
5. 学校における働き方改革を強力に進めるため、学校・教員の業務見直しの厳格化及び保護者からの電話対応を含む外部対応・事務作業等の更なる縮減・首長部局や地域の移行や部活動の地域展開等による本来業務以外の時間の抜本的縮減、勤務時間管理の徹底、教育委員会ごとの業務量管理計画の策定、在校時間の「見え

る化」、校務DXの推進、授業時間数の見直し、長期休暇を取得できる環境整備を行う。将来的に、教師の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指して、まずは、今後5年間で(令和11年度までに)、平均時間外在校時間等時間を約3割縮減し、月30時間程度に縮減することを目指す。

6. 将来の給特法及び教職調整額の在り方については、文部科学省において、時間外在校等時間が月20時間程度に到達するまでに、幅広い観点から諸課題の整理を行う。 <以上>

管理職手当増を目指す

教職調整額の率を、来年度から一気に13%に引き上げを求める文科省と、残業の削減を条件に段階的に上げるとする財務省の間で調整が続けられてきたが、前述の通り、調整額を段階的に上げていくこと、「働き方改革」の進捗を条件としないことで合意が形成された。具体的には、令和8年1月に現行の4%を5%とし、令和12年度までに段階的に10%にする。一方、働き方改革を更に進めることも再確認された。保護者からの電話対応や部活動の地域委託、業務量の管理計画の推進、授業時間数の見直し等に取り組み、平均の時間外労働を月30時間程度にする目標も掲げられた。

大管協として、現時点において教職調整額の引上げに伴う管理職手当支給額アップが明確でないこと、業務量の管理に関わって管理職の労働強化に繋がらないかについて、今後の動向を注視していく。

総じて、調整額の引上げについては是とするが、人材不足を解消し、かつ現場における途中退職者に歯止めをかける等の効果について危惧するところである。専門職としての教職の誇りと、それに伴う管理職の処遇改善に向けて大管協は、その実現のために全管協に結集し、尚一層取り組みを強化していく。

義務教育関係予算主要事項

◎全ての子ども達へのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化と合わせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した。

◆義務教育費国庫負担金

- ・教職員定数の改善増 5,827人 +129億円
- ・教職員定数の自然減 8,803人 -195億円
- ・教師の処遇改善 +34億円
- ・給与の見直し -11億円

※その他人事院勧告による増等

対前年度+583億円

《学校の指導・運営体制の充実》

1. 小学校4年生に教科担任制を拡大
新規採用教師の持ち授業時間数軽減
+990人
2. 中学校における生徒指導担当教師の配置
拡充 +1,000人
3. 多様化・複雑化する課題への対応
・チーム学校への体制強化 +200人
4. 35人学級の推進等、義務標準法の改正に
伴う定数増 +3,637人
・小学校第6学年分
(学級編成の標準の引き下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化 +551人

《教師の処遇改善》

1. 教職調整額の改善 ※管理職の本給も改善
2. 職務や勤務の状況に応じた処遇改善等
・学級担任への加算：月額3,000円
小中学校の単式・複式学級を対象
3. 産休・育休代替教職員の安定的な確保のための国庫負担金の見直し
・従来、臨時的任用教職員に限り国庫負担算定上対象としていた産休・育休代替者について、正規の教職員が業務を代替する場合も、国庫負担算定上の対象となるように見直す。
4. 新たな職の創設（令和8年度4月～予定）
・学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。
※教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し教諭よりも高い処遇とする。

(月額6,000円程度)

《学校支援スタッフの配置支援》

1. 教員業務支援員 28,100人
2. 副校長・教頭マネジメント支援員 1,300人
3. 学習指導員 9,200人

※負担割合 国 1/3 都道府県・指定都市 2/3

《校内教育支援センター支援員》

- ・事業内容 不登校生等の相談支援
 - ・配置校(市区町村が実施主体) 2,000校
- ※負担割合 国 1/3 都道府県 1/3 市区町村 1/3

《行政による学校問題解決の支援体制》

- ・委託先 市区町村 5団体×600万円
都道府県 4団体×900万円

退職者再採用の新規実施について

〈趣旨〉大阪府教委では、平成23年度より介護を理由に退職する教員に限定した再採用制度を実施してきたが、介護以外の理由によりやむなく退職する者が存在する現状がある。その経験等を即戦力として評価し、再び採用することは、人材確保の観点から望ましい。

〈実施内容〉

府内公立学校で一定の経験を有する教員等を対象とした採用選考を新たに設置する。ただし、対象拡大による安易な離職を防ぐため、勤務年数を4年以上、学校外での経験年数を2年以上とし、一定のハードルを設ける。

〈制度概要〉

1. 対象者・校長・教員・小中事務職員
 - ・勤務年数4年以上、退職理由不問
 - ・退職後2年以上の者
2. 選考職種・職階
 - ・退職時と同一の職種
 - ・退職時と同一又は下位の職階
3. 手続き・退職時に必要な手続きはなし
 - ・4～11月の申込毎に選考を実施
 - ・申込書兼経歴書を提出
4. 選考方法
 - ・面接
 - ・退職後6年以上経過した者は模擬授業を実施
 - ・在籍時の勤務実績を含めた総合得点方式により、可否を決定
5. 実施スケジュール
 - ・令和7年3月 受験案内 公表